

# 県営住宅模様替・増築の承認基準

県営住宅の模様替及び増築については、当該県営住宅又は隣接住宅の効用、美観、通風、採光、消防、管理等に支障をきたさない場合に限り、次の基準により承認するものとする。

ただし、承認に当たっては、申請者が申請時において家賃の滞納がない（ルームエアコンの設置に係る模様替え申請を除く。）ことを前提する。

## 1 模様替の承認

承認申請を要する模様替えは次に掲げるものとし、各号に適合するものについて承認するものとする。

- (1) ルームエアコン（住戸の壁等に損傷を与えるもの）等の設置
  - ア 設置にあたり壁等に重大な影響を与えないものであること
  - イ 原状回復が容易であること
- (2) 日除けの設置
  - ア 母屋の屋根、はり、柱等に重大な影響を与えないこと。
  - イ 原状回復が容易であること
- (3) バスオールの設置  
風呂場のない住宅で、特に必要と認めるものについて、県の指示する工事の条件により承認する。
- (4) 衛星放送受信設備の設置  
国内向け衛星放送の受信に必要なアンテナ等の設置について、次の条件を付して承認する。
  - ア 建物躯体等への穴あけ等の直接施工を行わないこと。
  - イ 申請者の責任において、専門業者により工事を行い、設置後も設備等の落下に対する安全管理を行うこと。
  - ウ 県が行う建物の維持、保全の工事等に支障となる場合には設置者の責任で撤去すること。また、再設置についても設置者の責任で行うこと。
- (5) 玄関扉への補助錠の取り付け  
防犯上の必要から玄関扉に補助錠を設置しようとする場合は、県の指示する工事の条件により承認する。
- (6) その他住宅の管理上必要と認めるもの  
原状回復が容易であること、建物等に重大な影響を与えないこと等住宅管理上支障がないこと。

## 2 増築の承認

増築は次の各号に適合する場合に承認するものとする。

- (1) 簡易耐火構造住宅又は特別耐火構造住宅のうち1階と2階を一戸の住宅として使用する形式の住宅であること。
- (2) 増築部分は、原状回復が容易である不燃組立構造の平屋建であること。
- (3) 当該住戸の専用の庭に増築するものであること。

- (4) 増築面積が10m<sup>2</sup>未満であること。
- (5) 増築する居室については、便所、浴室、及び炊事場を設けないこと。
- (6) 隣接入居者の同意があること。

附 則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年9月1日から施行する。